

令和7年度

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮城県監査委員

宮 監 委 第 48 号

令和 8 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 菊 地 恵 一

宮城県監査委員 熊 谷 義 彦

宮城県監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員 宮 川 耕 一

令和 7 年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 内 部 統 制 評 価 報 告 書 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

令和 7 年度宮城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成し審査に付された令和 7 年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から審査した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和 6 年 3 月改定、総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で行い、加えて、監査等において得られた知見を活用した。

3 審 査 の 結 果

令和 7 年度宮城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果については相当である。

【重大な不備の発生状況】

評価の過程で以下 7 件の「重大な不備」が認められた。

- (1) 公用車のカーナビに係る NHK 放送受信契約の未契約
- (2) 県庁県民駐車場の駐車場料金システム誤設定
- (3) 感染症予防事業費等国庫補助金の交付申請漏れ
- (4) 行政財産の目的外使用に係る使用料の算定誤り
- (5) 心身障害者扶養共済制度における掛金未納に係る債権額のシステム間の不整合
- (6) 予算の二重計上
- (7) 親睦会費の着服

4 意 見

(1) 重大な不備とリスクの管理

内部統制の不備の発生件数は、令和 2 年度以降毎年減少しており大いに評価できる。一方、重大な不備が 7 件発生し過去最多となった。

重大な不備のうち、国庫補助金等に係る不適切な事務処理は、令和 4 年度以降 4 年連続で発生しており、昨年度の当意見書でも、その原因の根本がどこにあるのかを検証し、リスク管理のあり方について検討を求めたところであるが、令和 7 年度においても感染症予防事業費等国庫補助金に係る交付申請漏れが発生したことは誠に遺憾である。令和 7 年度内部統制実施報告書における本件不備の原因としては「課内のチェック体制が不足していた。」との記載のみであるが、課の重点リスクとして掲げていたにも関わらず不備の発生を防げなかったことを重く受け止め、不備の是正状況における再発防止策を策定するに当たっては、原因を詳細に分析した上で、いつまでに、誰が、何を行うかを明確にし、責任の所在を明らかにした統制の具体的な内容を内部統制実施報告書に記載するよう努められたい。もとより評価部局による令和 7 年度内部統制評価報告書においても国費の歳入漏れが連続して発生し一部の内部統制について整備が適切に行われていないと評価されていることに鑑み、有効な対策を講じられたい。

心身障害者扶養共済制度における掛金未納に係る債権額のシステム間不整合の発生は、加入者ごとの掛金とその納入状況などを一元的に管理する心身障害者扶養共済システム（以下「共済システム」という。）と財務・庶務システム（以下「財務システム」と

いう。)における債権額に相違が認められたものである。現状において共済システムと財務システムは連携していないため、共済システムのデータを職員の手で財務システムに入力する必要がある、本件は、手作業による業務処理統制上の不備といえる。この手作業による業務処理統制を有効に機能させるためには、処理マニュアルやチェックシートの整備と活用、複数人による確認作業が有効であり、これらを着実に実施することで再発防止に努め、公金管理の信頼性を確保されるよう取り組まれない。

予算の二重計上に係る事案については、組織的な進捗管理の不徹底と債務負担行為の設定や予算要求・繰越事務といった基本的な財務事務の理解が十分ではなかったことが要因であるといえる。所属においては業務の進行管理表を作成するなど進捗状況の見える化を図るとともに、職員が本来備えるべき知識や経験の不足による「基礎力」の低下をリスクの一つとして認識し、階層別研修や会計事務等に係る各種研修、出納局における会計事務指導検査やマルチアングルゼミナールなど、「基礎力」向上のための有効な取組を更に推進することを期待する。

(2) 統制活動

令和7年度における内部統制の不備の総件数は213件で前年度より22件減少したが、業務分類別で不備が最多となる支出事務85件のうち43件と多数を占める支払遅延については毎年繰り返されている。これら不備の再発防止のため、各所属においては、重点リスクの適切な選定とリスク回避実践チェックポイントの確認を徹底するとともに、特に決裁権者においては「業務フロー図」、「進行管理表」及び「チェックシート」のいわゆる3点セットを活用するなど、責任を持ってチェックすることが重要であり、基本的なチェック体制を確実に機能させることを求めるものである。併せて、AIやノーコードツール等のデジタルツールを積極的に活用して業務の効率化を図り、人為的なミスを防止する仕組みづくりを推進されたい。

また、(1)で述べたようなシステム間の不整合が発生したことは、内部統制の基盤となるICT統制における課題を示唆しており、システム間の連携等、業務処理統制にとどまらない全般統制の観点からの抜本的な課題解決に向けた取組について検討されたい。

(3) まとめ

県では「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン(令和8年度)」を策定し、生成AIの活用やオフィス改革、柔軟な勤務体制の導入などにより、「県民も職員も満足する持続可能な行政運営」に向けて各種取組を推進することとしている。このプランでは、内部統制の実効性を抜本的に強化するため、「会計事務の手引き」等を学習させた生成AIチャットボットを導入することで、規程確認の効率化を図るとともに人為的ミスを未然に防ぐ仕組みを構築することとしており、今後の成果に大いに期待したい。

最後に、内部統制制度は職員を守るための制度であることを再認識し、全職員が内部統制を「自分事」と捉え、主体的に取り組まれることで、より実効性のある有効な取組となることを期待する。

なお、令和8年7月に精神障害者保健福祉手帳などの交付事務に係る処理遅延及び申請書等の所在不明が判明したとの発表がなされた。本来県民に寄り添い迅速かつ的確な処理が求められる交付事務が大幅に遅延したのみならず、厳格に管理されるべき個人情報ที่ไม่適切に扱われた看過できない事案であり、一部業務において広義の内部統制が十分に機能していない証左であるといえる。今後、原因等について十分に調査し同様の事案が二度と発生することのないよう、有効な再発防止策を講ずるとともに、現在、財務事務に限定し運用している内部統制の対象範囲について検討されるよう付言する。